

令和5年第3回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年3月15日（水）午後1時30分から午後2時5分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
3番	菅野 昌孝
5番	永澤 広美

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
農地係長	常陸 浩一
主任主査	福島 大佑

6. 議事

報告第 1号 令和5年第3回総会までの主な行事について

報告第 2号 令和5年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報について

議案第 9号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

会長 ただいまより令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。
次第3の議事録署名人の指名についてですが、3番菅野昌孝委員と5番永澤広美委員にお願いします。
なお、岡田事務局長は新地町議会定例会に出席しているため、欠席であります。
それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第3回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号令和5年第3回総会までの主な行事について、事務局よりご報告いたします。議案の1ページになります。
2月17日、地域農業再生協議会臨時総会が役場で行われまして、鈴木会長が出席致しました。
2月21日、22日、24日に農地パトロールを実施いたしました。
参加しました委員及び事務局につきましては議案のとおりです。ご多用のところ、ご参加していただきありがとうございました。
3月6日から17日までの期間、新地町議会定例会が開催中であります
が、岡田事務局長が出席しているところであります。また、3月9日には予算審査特別委員会がございまして、事務局が出席致しました。
3月7日、標準農業労働賃金協議会が役場で実施いたしました。鈴木会長と清野会長職務代理、後藤委員、荒委員、川上委員、事務局が出席致しました。
3月10日、農地転用申請等現地調査を町内一円で行いまして、後藤委員、荒委員、吉田委員、渡部委員、事務局が調査を行いました。
3月11日、東日本大震災新地町追悼式が文化交流センターで行われました。鈴木会長、岡田事務局長が出席しております。以上、ご報告いたします。

会長 主な行事の中で農地パトロール、それから現地調査等について大変ご苦労様でした。事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。それは、報告第2号令和5年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報について、事務局より報告願います。

事務局 報告第2号令和5年度新地町標準農業労働賃金表及び賃借料情報につ

いて、説明いたします。議案の2ページになります。令和5年度新地町標準農業労働賃金につきましては、報告第1号にありましたとおり、去る3月7日に、福島県相双農林事務所、ふくしま未来農業協同組合新地総合支店営農センター、新地町農林水産課の職員の出席を頂き協議した結果となります。

1番の農作業労賃は据え置きとなっております。

2番の動力による請負作業については、くろぬり、乾燥もみすり、もみすり以外については据え置きとなっております。くろぬりについては、相馬市及び南相馬市に比べて単価が低かったのであわせた額へ上昇、乾燥もみすり及びもみすりにつきましては、電気料金の値上げがされることからそれぞれ単価を上昇しております。また、ドローンによる農薬散布を追加し、単価については先行事例である相馬市、南相馬市にあわせた額としてります。

次に、賃借料情報ですが、これは令和4年の実績となっております。以上です。

会長 ただいま、事務局から報告第2号について説明がありましたが、これに対して、何かご質問、ご意見があれば、お受けします。

阿部庄一委員 はい。

会長 阿部委員。

阿部庄一委員 一般農作業の摘要にありますが、最低賃金はいくらになっていますか。

会長 事務局。

事務局 最低賃金ですが、福島県の場合、令和4年10月6日からの発効で1時間あたり858円となっております。以上です。

会長 よろしいですか。

阿部庄一委員 はい。

会長 他にありませんか。

[発言する人なし]

会長 質問もないようですので、報告第2号については、以上で終わります。
議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から9番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画案に係る意見を求められているため提出するものです。

利用権設定の1番から9番について説明致します。議案の3ページから5ページをご覧下さい。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。

賃借料は、1番から5番は10アール当たり米30kg、6番は13筆で米300kgと14,000円、7番は10アール当たり米30kg、8番は7筆で米330kg、9番は10アール当たり5,000円または米30kgです。

なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から9番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長 続きまして、議案第9号の10番は、阿部謙一委員に関する案件であります。阿部謙一委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、審議が終了するまで退席をお願い致します。

[阿部謙一委員 退席]

会長 議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設

定の10番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の10番について説明致します。議案の5ページをご覧下さい。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。
賃借料は、10番は10アール当たり米30kgです。
なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の10番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。審議が終わりましたので、阿部謙一委員は席に戻っていただきたいと思います。

[阿部謙一委員 着席]

会長 続きまして、議案第9号の11番から14番は、川上敦史委員に関係する案件であります。川上委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、審議が終了するまで退席をお願い致します。

[川上敦史委員 退席]

会長 議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の11番から14番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の11番から14番について説明致します。議案の5ページをご覧下さい。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。

賃借料は、11番は1筆で3,000円、12番は2筆で3,000円、13番は3筆で7,000円、14番は2筆で10,000円です。

なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について利用権設定の11番から14番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

審議が終わりましたので、川上敦史委員は席に戻っていただきたいと思います。

[川上敦史委員 着席]

会長 議案第10号農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第10号農地法第3条の規定による許可申請の許可処分の取消について、説明いたします。議案の6ページになります。これにつきましては、譲受人が譲渡人の畠を譲受け、畠として耕作するため、平成29年4月19日付けで農地法第3条の許可を受けておりました。本来、議案第11号にて審議する農地を譲渡人が譲受人から贈与を受けて神社の駐車場へ転用する代わりに、代替地として譲受人が譲渡人から申請地を取得する、いわゆる交換がありました。しかし、譲渡人が神社の駐車場として転用する事業を断念し、農地の交換も解消したため、許可処分の取消願出書の提出があったものであります。申請された土地の名義は譲渡人から変わっておりません。以上のことから、許可取り消した後は譲渡人が農地として耕作することは可能で、農地法第3条の規定による許可処分の取消を承認する要件は満たしております。

なお、農地利用最適化推進委員からは、意見はございませんでしたの

で、ご報告いたします。以上でございます。

会長 それでは議案第10号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり許可を取り消しすることに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第10号農地法第3条の規定による許可処分の取消について、1番は原案のとおり許可を取消しいたします。

議案第11号農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第11号農地法第5条の規定による許可処分の取消について、説明いたします。議案の7ページと資料1ページから2ページになります。これにつきましては、譲受人が、譲渡人の畑を譲受け、神社の駐車場を設置するため、平成29年4月25日付けで農地法第5条の転用許可を受けておりましたが、当初の予算を超える工事になることから、工事を断念し、農地の贈与も解消したため、許可処分の取消願出書の提出があったものであります。申請された土地は、転用許可処分を受けた後も転用工事に着手しておらず、畑の状態であります。また、申請地の名義も譲渡人から変わっておりません。以上のことから、許可取り消した後は農地として耕作することは可能で、農地法第5条の規定による許可処分の取消を承認する要件は満たしております。

なお、農地利用最適化推進委員からは、意見はございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会長 この件に関しましては、3月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

後藤委員 それでは議案第11号の報告をさせて頂きます。農地法第5条の規定による許可処分の取消について、3月10日に荒勇一郎委員、吉田栄喜委員、渡部和志委員、私と事務局で現地調査をいたしました。

1番でありますが、議案7ページと資料の1ページから2ページをご

覧下さい。願出の土地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載とおりで、平たんな土地であります。許可処分を取り消す理由は事務局からの説明のとおりで、転用するための工事は行っておらず、畑の状態であります。許可処分を取り消した場合、農地として耕作することは可能であると見て参りました。以上で報告させて頂きます。

会長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願ひします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第11号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第11号農地法第5条の規定による許可処分の取消について、1番は原案のとおり承認し、「取消しの承認が相当である」とする意見を福島県知事へ送付致します。

議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をいたします。議案の7ページと資料3ページから6ページになります。申請人、申請地は議案の記載とおりであります。転用目的は、堆肥舎であり、自己転用であります。なお、申請地は、申請人が防災集団移転事業により取得した農地であります。取得自体は「みなし転用」として取り扱い、事業計画が決まつたら転用申請を行うことになっております。申請人は申請地に堆肥舎を建築する計画をしたので、農地法第4条に基づき許可申請されたものでございます。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、集団農地と連たんしているため、第1種農地となります。しかし、申請が堆肥舎で農業用施設にあたるため、許可の要件

は満たしております。

なお、農地利用最適化推進委員からは、意見はございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会長 この件に関しましては、3月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

後藤委員 それでは報告をさせて頂きます。議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について、3月10日に荒勇一郎委員、吉田栄喜委員、渡部和志委員、私と事務局で現地調査をいたしました。

1番を説明させて頂きます。議案8ページと資料の3ページから6ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の3ページから4ページの記載とおりで、申請地は平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第12号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

阿部庄一委員 はい。

会長 はい、阿部委員。

阿部庄一委員 この件ですが、川の稻わら等から堆肥を作るということですが、大戸浜の牛川の水門に川に流れた稻わら等を上げて干してあるところがあります。そこでどのくらいのものかと見てきましたが、もう使い物にならないくらいひどいナイロン、発泡スチロール、プラスチックなどが凄い量があります。これを使用するということは堆肥として利用できるのかと疑問があります。

施設を作つてということですが、発酵してガスが出ると思いますがそれはどういう風に考えているかおたずねしたい。

会長 事務局お願いします。

事務局 まず1点目。堆肥にゴミが出てくるのではないかということについてですが、排水機場で集めたものについては、草及びわらとそれ以外のものに分けます。その後、草及びわらだけを堆肥にするという計画になっております。

2点目、ガスについては堆肥にする方法は色々あるようなので、町としてもそれについては今後検討していきたいと話を受けておりますのでご報告いたします。

会長 説明ありましたが、どうですか。

阿部庄一委員 ゴミが大分入っているので、それを取り除くのは手でないとできないと思います。その人件費とか簡単にできるものではないと思いますがどうなのですか。

会長 その取る方法について、事務局。

事務局 排水機場では、川からベルトコンベアで流れ着いたものを引き上げ、重機や人力で移動しその移動の中でゴミを除去し堆肥舎の方で細かいものを取り除き堆肥にするのは草とわらだけという計画ですが、詳細につきましては確認し後日回答させて頂きます。

阿部庄一委員 大戸浜の水門に干してあるのであれを見て下さい。どのくらいの量かすぐわかりますから。

会長 わかりました。阿部委員の見た状況によると大変だということですでの事務局で見て貰って、また後で報告をお願いします。それでよろしいですか。

阿部庄一委員 わかりました。お願ひします。

会長 他にありませんか、はい川上委員。

川上委員 まず、堆肥を草とわらで作るということですがどういう堆肥が出来るのでしょうか。どういう堆肥を目指してやるのか。
この堆肥を作つてどこに販売するのか、それとも無料で配るのかその辺を教えて下さい。

会長 はい、事務局。

事務局 どんな堆肥になるかというのは、堆肥にする方法が色々ありどんな堆肥になるかも色々あるようなのでこれから検討するとの話は出ているようです。

堆肥の配布方法ですが、町では広く公募をして欲しいという方に配る計画であります。

川上委員 今までこのゴミを処理していたわけですよね。ゴミの処理費用と堆肥にする費用はどんな感じでしょうか。同じなのでしょうか。

事務局 今までの排水機場で処理する費用は年間最大で400万円～500万円くらいかかることがあります。堆肥舎を作ることにより処分費用の削減と草やわらの活用を図るために建設であります。

川上委員 どれくらい下がる見積もりですか。

事務局 堆肥にする場合と、そのまま処理する場合の比較については把握しておりませんでした。ただ、町としては処分費用の削減が一番のようです。草やわらも特に梅雨の時期や台風などの時は量が多いです。我々も台風の時に応援で排水機場での作業をしたことがあります。たった一晩で山盛りになるくらいの量がでます。処分にしてもそれを燃やしたりするのも費用がかかりますので、それを削減し堆肥にして農家の方に配るとなると農家の方も喜ばれるので計画したものと考えます。

会長 よろしいですか。

川上委員 はい、わかりました。

会長 今の件については、詳細が決まっていないところもあるようなので、これについては事務局でまとまり次第報告をお願いします。
他にありませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第3回農業委員会総会を閉会いたします。